

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（2件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 主幹教諭
- (3) 年 齢 53歳
- (4) 性 別 女

2 処分の程度

減給10分の1 6月

3 発令年月日

令和7年4月23日

4 処分理由

令和2年10月2日から令和4年10月21日までの間に、自宅から勤務校近く
の時間貸駐車場までの区間において、同校校長に届け出た通勤届と異なる通勤経路
及び方法である自家用自動車による通勤を行い、通勤手当472,230円を不正
に受給するなどした。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 44歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和7年4月23日

4 処分理由

扶養手当の受給事由が消滅したにもかかわらず、令和2年11月5日から令和4年7月1日までの間、扶養親族（異動）届を提出せず、扶養手当計360,000円を不正に受給するなどした。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課

電話 03-5320-6798（直通）